■ 昭和 53 年 10 月 14 日 第3 種郵便物認可 平成 23 年 9 月 15 日発行第 417 号 毎月 1回 15 日発行





Index □ 仕事に愛をこめて

- ≥ げんき塾研修会開催・支部長紹介(足利)
- 3 基礎講座開催・総務大臣表彰受賞祝賀会
- 4 わがまち自慢 ー宇都宮市ー
- 5 おじゃましま~す!
- 5 支局かわら版 (那須)
- 8 支局情報 (佐野·宇都宮)・行政書士手帳の頒布について
- 9 アドちゃんの談話室
- □○ 栃木県行政書士会カレンダー (□○周)

- 日行連だより
- 12 正副会長の動き・建設業者講習会
- 13「映画と講演のつどい」に参加して
- 14 改正産活法説明会開催
- 17 業務特集行政書士法と代理権のしくみ
- 19 研修会のお知らせ・木もれび
- ≥□会報配布事業参加募集
- 22 会員の動き



仕事に愛をこめて

副会長 押野 佑



この度、副会長の職を受け、広報部と成年後見特別委員会の二つの部門の担当役職となりました。皆様方のご指導御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

今後の広報部、成年後見特別委員会の活動内容についての概要

広報部に関すること

前8月号からタイトルを「行政書士とちぎ」と変更されましたが、総会での承認や第3種郵便物の認可などに3ヶ月程の時間の経過もあり、一言で簡単に生まれるものではない事が良く解りました。これにより栃木県行政書士会の会報であることが理解され、共に会員以外の方々にも愛読される様、編集に研鑽を重ねより良き会報にしなければならないと思います。

現在この会報の発行部数は、1,100部ほどで、会員以外には、官公庁、県外行政書士単位会、会員希望による顧客への配布などがあります。表紙は、県内各市町の観光名所等「わがまち自慢」として写真と記事の掲載の協力と、併せて市町の紹介文をお願いしております。780余名の会員が県内各所に事務所を構えている事を見ても各自治体との業務の連絡事項等により地域住民への情報の提供を広く知らせる事ができ、安心、安全の基に成るのではないでしょうか。

その他いくつかの課題も有りますが、広報の重要性、正確さと迅速さ、期待感のある情報などお伝えいたします。

成年後見特別委員会に関すること

後見登記等に関する法律(平成11年12月8日施行)を基にこの制度が生まれ、10年余となりました。当会業務開発部では、平成18年10月から(初級)、平成20年12月から(中級)と講座を開き平成21年3月で修了。その後、新たに初級講座が開かれたが中級迄は進んでいない。

会員の今後の研修方法等

- ①成年後見研修について
- ②中級修了者の今後の課題について
- ③一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター入会について
- ④各簡易裁判所別の支援センターについて

今後増加する高齢者支援のためにこの制度は重要になる事と思われるので其々の進度に応じた研修を開催します。

『論語抄』より

子曰わく、仁は遠からんや。我仁を欲すれば、斯に仁至る。

(通釈) 孔子が言った。仁(人間愛)の道は、我々の手のとどかない、遠いところにあるものではない。自分が仁の道を求めさえすれば、すぐに仁の道は来るものだ。(要は心の持ち方次第だ。)

栃木県行政書士会

げんき塾研修会開催

8月23日(火)行政書士会館にて「げんき塾研修会」が業務研修部主催で開催された。これは現在推進している「とちぎ行政書士げんきプラン」の一環として、会員を元気にすることを目的とした研修会である。

1時間目は、行政書士制度60周年記念懸賞論 文受賞者の中島一則氏を神奈川県よりお招きし、 『行政書士の未来「国民が期待する行政書士像」』 をテーマにご講義いただいた。



中島氏は大学では英文科で学ばれた後、菓子食品卸会社を経営され、コンピュータネットワークセキュリティのスペシャリストでもあるという独特の経歴をお持ちの方で、奥様が行政書

士をされている関係で今回の論文を執筆されたそうである。

講義では、機動力をもって先手を打つことの重要性を説かれ、新しい分野への積極的な進出について、商売についての話を交えながら解説された。また、高齢者サポートや学校での出前授業など、社会貢献を通じた行政書士の知名度向上や、ネット上で利用できるサービスを利用した業務知識の



集積についてもご提言いただいた。会員個人はも ちろんのこと、今後の会運営においても大いに参 考となる内容であった。

2時間目は、中小企業相談内容に関する研修に ついて、堀越功会員(足利支部)よりご講義いた

だいた。今年度は県内各商 工会議所での相談会の実施 など、中小企業支援が会の 重点テーマとなっており、 会員が様々な相談に対応で きるようにすることを目的 とした研修である。



講義では各種助成金についての説明など、実例を挙げながら懇切丁寧な解説をいただいた。今後の業務に役立てていただきたい。

(広報部 田代昌宏)

支部長紹介 足利支部長 金井 善久



支部長に再任されました金井善久でございます。 よろしくお願い致します。2期目となりますが、 会員の皆様のおかげをもちまして1期目を務め上 げることが出来ました。この経験を生かしながら 支部の会務に取り組んでいきたいと考えておりま す。

支部の事業としてまず、足利市で毎月行っている「外国人のための在留資格相談」と奇数月に行っている「行政書類(遺言等)」の無料相談会の継続と充実を図ってまいります。また、支部研修について研修内容を充実させたいと考えております。さらに今期については、商工会議所と連携した無料相談会を10月に開催し、また2月には市民公開講座の開催も予定しております。

一人でも多くの会員の皆様が支部活動に関心を 寄せ参加していただけるよう、魅力ある支部にす べく勤しんでまいりますので、どうか前期同様の ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げま す。

8月基礎講座開催

8月11日(木)13:30から行政書士会館 2階において、業務研修部主催の基礎講座「建設 業における財務諸表作成のポイントと産廃に係る 経営診断書作成のポイント」が行われた。講師は、 建設業といえば…というぐらいの第一人者である、 金敷裕会員が務めて下さった。

建設業の経験のない私でもわかるだろうか? と心配しながらの受講であったが、金敷会員の話 が聞けるということで、多くの受講者で座席はほ ぼ埋まっていた。

手元に配布された資料と、プロジェクターに映 し出される資料とで、話は進められていった。建 設業の財務諸表の写しに、番号が記されており、 確認のポイントがわかりやすく説明されている。

アップル社製品の愛用者だという金敷会員は アップル社製品の性能のすばらしさなど、ユーモ アたっぷりに話されて、真剣な内容の中にも笑い が起こる場面もあった。



最後に、ひとつの仕事を丁寧にこなし、お客様 の満足度を満たすと、そのお客様からの紹介で、 また仕事は来る、ひとつの業務の知識を深く持つ ことでも十分に継続的な仕事を得ることは出来る と、話されていたことが印象的だった。

質疑応答では、すでに建設業のベテランの会員 からの質問もあったが、ユーモアを交えてサラッ と答えているあたり、とてもかっこよかった。

また機会があれば、是非、お話を伺いたいなぁ と思っているとあっという間に2時間が過ぎ去っ ていた。

(宇都宮支部支局長 竹島尚子)

前澤眞一会員の総務大臣表彰受賞祝賀会が開催される

平成23年度日行連定時総会の会場において総務大臣表彰を受賞されました、前澤眞一会員(宇都宮支部)の祝賀会が仕事仲間、御親族60余名が集まり、8月26日「チサンホテル宇都宮」にて開催されました。発起人代表である須永威会長から受賞者紹介の挨拶に始まり、来賓としてご臨席いただいた、福田富一栃木県知事、住吉和夫元日行連会長からは長い交流でしか知りえないエピソードや行政書士会、業務に対する功績が話されました。諏訪利夫元宇都宮市議会議長の乾杯の御

発声で祝宴が始まり、受賞者のお知り合いの宇都 宮出身の歌手「蘭」さんが懐かしい70年代ポッ プスを歌われ会場も盛り上がり、受賞者を賑やか にお祝いすることが出来ました。

(副会長 手塚理恵)



わがまち自慢

一宇都宮市一

宇都宮といえば、皆さんは、何が思い浮かびま すか。餃子・カクテル・ジャズなど、宇都宮には 自慢できるものがたくさんありますが、実は、今、 宇都宮で最も旬な話題は、「スポーツ」です。

昨年4月、宇都宮を活動拠点とするプロバスケ ットボールチーム「リンク栃木ブレックス」が、 日本バスケットボールリーグで日本一の快挙を成 し遂げ、中心市街地で行われた優勝パレードに、 1万人のファンが詰め掛けたことは、記憶に新し いところです。



そして、この夏、なでしこジャパンのサッカー W杯世界一。日本中に大きな感動を与えましたが、 このメンバーの中に、安藤梢選手・鮫島彩選手と いう2人の宇都宮出身者がいたことを、多くの市 民が「誇り」に感じました。

また、夏の全国高校野球選手権大会では、作新 高校が49年ぶりにベスト4入り、さらに、宇都 宮をホームタウンとするプロサッカーチーム栃木 SCは、「1昇格に向けて期待が高まります。

そして、この秋、ぜひ皆さんに足を運んでいた だきたいのが、全国の自転車ファンが心待ちにし ているアジア最高位の自転車ロードレース・ジャ パンカップサイクルロードレースです。

今年20回目を迎えるこの大会は、世界最大の 自転車レース「ツール・ド・フランス」に出場す るトップクラスのスター選手が一堂に会し競い合 う、国内で唯一の大会。アップダウンに富んだ古 賀志林道を舞台に、勝負をかける有名選手の迫力 を間近で観ることができ、場所取りをするために、 何日も前から、テントを持参して、遠方から訪れ るファンもいるほどです。

そして、昨年から始まった、このレースの前日 に中心市街地で開催するクリテリウム(都市型周 回レース)。大通りを通行止めし、1周約1.6K mの周回コースとする、日本では稀な試みです。 二荒山神社など、見慣れた景色を背景に、カラフ ルなユニフォームを身にまとった世界の有名選手 たちが、ハイスピードでせめぎあう様子は、まさ に圧巻。自転車ファンのみならず、レースの迫力 に引き込まれてしまいます。

レースには地元宇都宮のチーム「宇都宮ブリッ ツェン」も出場し、大会を盛り上げます。さらに、 レース前日は、オープニングイベントを開催。世 界トップレベルの走りと地元チームを応援できる 興奮を、10月21・22・23日の3日間、ぜ ひ、宇都宮で体感してください。



おじゃましき~す!

今回は、東武伊勢崎線足利市駅近くの相山有美 会員の事務所におじゃましました。マンションの 5階にあり、窓からの見晴らしがすばらしい事務 所です。



氏 名:相山 有美(あいやま ありよし)

事務所:足利市田中町932-7

シベルハイツ503号

登録日: 平成22年8月15日

警察官を定年まで勤め上げられた後、行政書士に なられましたが、入会の動機は?

警察では、様々な困りごとの相談を受けてきました。行政書士になればその経験を生かせるのではと思いました。また、定年がないのも魅力です。

主な取扱業務は?

風俗営業許可申請、成年後見、在留資格関係、 交通事故です。今後は、会社設立も取り扱って いきたいと思っています。

業務を行う上で、心がけていることはありますか?

- ・相談にみえられた方の話は、途中で遮らずに 最後までよく聞く。
- ・電話は相手の顔が見えないので、丁寧に応対 する
- ・適切なアドバイスができるよう、取扱業務に 関する法令を常に研究する。

ご趣味は?

推理小説を読むことです。松本清張の作品は全部読みました。他に、森村誠一、西村京太郎、内田康夫、今野敏等が好きです。処分しても、またすぐに本がたまってしまうのが悩みかな・・・。

球場でビール片手に野球を見ることも好きです。息子がライオンズファンで、小さい頃はよく西武球場に連れて行きましたが、今では息子がチケットを取って、誘ってくれるようになりました。私は、ジャイアンツファンです。

好きな言葉はありますか?

「真信男(しんしんだん)」

「真」は真実、「信」は信じること、「男」は常 に男であれ。高校生の時に、尊敬する先生がお っしゃった言葉ですが、人生の指針となってい ます。

健康を保つためにしていることはありますか?

夕方、近くの渡良瀬川沿いを1時間以上歩い ています。

今後の抱負は?

わからないことがないように勉強を続け、相談にみえられた方にわかりやすく答える。 仕事を早く軌道に乗せる。

手書きの文字を見せていただいたのですが、と ても綺麗な字で書かれていました。事務所もすっ きりと整理整頓されていて、私のごった返してい る机の上とは大違いです。

とてもきちんとされている様子がうかがえた今回の訪問ですが、以前警察官をなさっていたことを疑ってしまうくらい、いつも気さくに楽しく話をしてくださいます。

足利支部唯一人の同期として、これからもよろ しくお願いします。

(足利支部支局長 岩本正代)



「与一まつり」は、毎年8月の第一金・土曜日の2日間大田原市中心部の目抜き通りで開催されている、大田原市の代表的なイベントで源平屋島の戦いで、平家が立てた船上の扇の的を見事に射落した源氏の武士、那須与一を称えるまつりです。



本年は、31回目となる「与一まつり」ですが、 東日本大震災の影響もあり、例年と一部内容を変 更して実施されました。節電を考慮し、夜の与一 踊りや街頭での提灯点灯、花火の打上げは中止と なりましたが、今春、大震災で中止された「屋台 まつり」が、「屋台巡行」として市中心部の9町会 が協力し、彫刻屋台を集結させ、おはやしを競う 「ぶっつけ」が行われました。普段目にする機会 が少ない彫刻屋台はとても新鮮で、屋台巡行を近 くで見るとその迫力や活気に驚かされます。



また、昼間のイベントとして、与一武者行列やその出陣式が行われています。歴史絵巻を想わせるような、甲冑姿の那須与一をはじめとする勇壮な武将、女官、子供武者など約300~400人が通りを練り歩きます。子供武者は市内の小学生が扮していて、勇壮さと可愛らしさを兼ね備え、武者行列は、数も衣装も大変見応えがあります。

出陣式では、市指定無形民俗文化財である福原 の餅つき唄が披露され、つきあげられた餅が与一



公に献上されます。この餅つき唄は、平安時代末期、那須与一と兄の十郎が、源義経の家来となって平家追討に旅立つ時、その出陣を祝って、福原の領民が大勢で激励の餅をついて献上したのが始まりと言われています。

その他にも、「源平さかなつかみどり」や「とうがらし音楽会」、「与一太鼓演奏」、「こどもみこし巡行」などのイベントが行われました。音楽会には、シンガー・ソングライターの「えりのあ」さんや地元のアマチュア歌手も出演し、会場で義援金の寄付も募りました。祭り当日は、浴衣・はっぴ等の服装の方や与一まつりに参加する方に限り、市営バス料金が無料という参加者には嬉しい配慮もありました。



来年も与一まつりは開催される予定ですが、 内容については、本年とは異なることが予想されるものの、例年同様に開催できるかどうかは未定です。「まつり」は実際にその場に行かなければ、その独特の雰囲気を味わうことができませんので、来年の「与一まつり」に是非参加されてみてはいかがでしょうか。来年の与一まつりの内容は、開催時期が近づいてきましたら発表されるものと思われます。「与一まつり」についてのお問合せは市商工観光課となっております。

電話0287-23-8709

(支局長 冨田倫子)

支局情報

【佐 野】

佐野商工会議所 無料相談会開催



8月26日(金)午前10時より、県下の商工会議所に先駆けて、佐野商工会議所にて無料相談会が行われた。

相談件数は3件。内容は相続・遺言や法人設立に関するものであったが、事前予約制だったためか、相談者の方もじっくりと話を聞くことができた様子で、お帰りの際には満足げであったように思う。

佐野支部では10月と11月にも別会場にて 無料相談会を開催の予定だが、より広くPRをし て「行政書士」という存在を地域の方々へ認知し て頂けるよう努めたい。

最後に、支部開催の無料相談会に参加したのは 今回が初めてであったが、諸先輩方の回答のしか たは非常に勉強になった。相談者の話をきちんと 聞くこと、それについて的確なアドバイスをする こと。やはりそれには法律に基づいた幅広い知識 が不可欠であることを改めて感じた。

(支局長 川田有美)

【宇都宮】

震災後の税制改正について ~平成23年度資産税税務研究会 開催~

8月9日(火)とちぎ福祉プラザに於いて、宇都宮支部と宅建協会県央支部で構成された宇都宮資産税税務研究会主催で、講師に宇都宮税務署の3名を招き、平成23年度宇都宮資産税税務研究会が開催された。1.税制改正について 2.資

産課税関係について 3. 所得税関係について 3つのテーマに分けて研修が始まった。

震災後、法改正が決定されないままの状態が続いており、今回は説明できる事が少ないとの前置きがあったが、わかりやすく税制改正の概要を説明していただいた。



相続税と贈与税関係では「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置等の拡充」について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、その敷地の用に供される土地等の取得のための資金が追加された。

他、今回の震災で今までの税の軽減措置や非課 税措置などの適用期間が延長されるものも少なく ないようだ。

まずは、税のことで疑問に思うようなことがあれば、税務署に是非電話で問い合わせて欲しいとのことだ。今回は2時間という時間があっという間に過ぎ、総勢91名にも及ぶ参加者が聞き入っていた。

相談の受け方研修 ~こんなときどうする?相談の受け方・答え方~

8月30日(火)13:30~15:30まで 第2回宇都宮支部研修会が開催された。今回は、 参加者16名が4グループに分かれ、用意された 6問の相談事例に対する答え方を話し合い、それ ぞれ発表していくワークショップ形式。

入室と同時にグループ分けの席を指示され、なんだか楽しみなような、コワイような…。

相談事例が渡され、制限時間を決めて検討が始まった。自己紹介から始めるグループ、相談内容を各自で読み込むグループ等、それぞれのメンバーの特徴が出ているようで、傍目に見ていてもな

んだかおもしろかった。事例の読み取り方も各人により違うんだなぁと、いろいろな考え方に刺激を受けた。



さて、1から6の事例は、借地の相続、仲の悪い姉妹にやりたくない相続、債権、不倫の後始末、不倫妻と胎児に対しての相続、外国籍の内縁の妻と子、内容は多岐にわたっていたが、どれも相談としてはよくありそうなものでもあった。

各グループの話し合いの結果、導き出された答 えはそれぞれのグループらしさが出ていて、発表 の場もとても盛り上がった。

相談に対して、常に明解な答えというものは難しいとしても、相談者の話をよく聞き、相談内容の中で、何が本当に知りたいことなのか、どんな答えを望んでいるのか、それは法的に認められるのか、無理なのか… 聞きながら、相談者が前に進めるように、頭の中と心の中を整理していってあげることも大事な役割である。その上で、手続きはどのように行ったらいいのか、具体的な方法を示して、解決に結びつけていけるといいなぁと思った。

グループ討論をすると、自分の未熟さがよくわかる。知識不足でバカをさらけ出し、恥ずかしい思いをした研修になってしまったが、こんな研修も新鮮でとってもおもしろかった。

普段の研修では話せなかった先生方とも交流 が持ててよかったと思う。

終了後に同じグループの中で改めて自己紹介をし、現在の活動など近況を話し合えた。

最後に、相談時に気をつけることとして、相談時間は30分を目安に終わらせるようにすること。わからないことに対しては、即答しないこと。間違った返答だけは絶対にしないこと。(後日、思わぬトラブルを招くことになる!!)との注意を受け、研修が終了となった。



今回、宇都宮支部執行役員の皆様には、事例を まとめて下さったり、研修中にその他の事例を紹 介して下さったりと、ご尽力いただき、大変有意 義な研修となったことを心よりお礼申し上げたい。 (支局長 竹島尚子)

2012年度版 行政書士手帳の頒布について ~事務局よりお知らせ~

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にFAXして下さい。

- 1. 手帳の仕様 ビニールシート 黒 (169×83mm) 分冊方式・差込式 (2012 年度版より予定表が翌年3月末までに増え、便利になりました)
- 2. 価格 900円
- 3. 申込 × 切 <u>平成23年9月29日(木)</u> ※期日厳守
- 4. 受取方法 ①事務局に来局 ②郵送(送料別途240円かかります)

行政書士手帳 申込書(事務局FAX:028-635-1410)

支部	氏名	受取方法	□事務局に来局
文申り	八石	いずれかにレ印	□郵送(送料別途要)

猫と道徳心

プロ野良猫は威風堂々。のっしのっしと貫 禄があります。決して恵まれた食生活ではな いはずなのにデカイ図体とデカイ態度をして います。しかし、エサを目にしたときの素早 さと獰猛さには "野生の猫"の片鱗がうかが えて恐ろしい。うかうかしているとエサを持 っている私の指ごと口に運ばれてしまいます。 そのプロ野良猫のボディカラーは黒と白が 半々でした。パンダのように白地に黒の斑点 なのか、黒地に白の斑点なのか分かりません。 ただ顔はパンダのように愛嬌のある垂れ目模 様(目そのものは決して垂れてはいませんが …)ではありませんから、愛嬌は皆無です。 ただただ「猫奴隷」の素質のある私からエサ を巻き上げるためだけに、私の前に姿を現す のです。常識のある方からすれば、愛嬌のな い不細工な野良猫など「しッしッ」と不愉快 を顔に浮かべながら追い払うか、無視してし まえば、それで万事大丈夫だと思われるでし ょうが、それが簡単に出来ないからこその「猫 奴隷」という体質。ついつい冷蔵庫の中を探 してしまうことになります。勝手口からのプ ロ野良猫の鋭く淀んだ、期待に満ちた視線を 感じながら。

ある時、冷蔵庫の奥から賞味期限などとっ くに過ぎた「ホタテのサシミ」を発掘することができました。パックごとあげてしまっって 問題なし。人間様が食すればお腹を壊すこと 間違いなしの代物です。目ざといプロシー がドスドスと駆け寄ってきます。かわゆいらないまってと 猫が駆け寄ってとは音(例えるな」が駆け寄ってとは音がある」がよるの音がよるの音)が違います。私がの音とされずに、牙との音がしていましているときの音がしたが望を剥がして、牙と爪と欲望を剥きして飛び掛らんばかりです。身体の危投がとして飛び掛らんば、「ホタテのサシミ」を遠くへ投げとしてました。プロ野良猫は当然ながら私のことによいていました。プロ野良猫は当然ながら私のことによいまではいまります。

ドスドスと「ホタテのサシミ」へ突進し、ム シャムシャと食べ始めました。ホタテのエキ スが染み付いたビニールを……。そして、本 命であるホタテを全て食べ尽し、最後に発泡 スチロール製の舟とホタテとの間に敷かれて いた、ホタテのエキスが染み付いたスポンジ 状の薄い敷物まで完食です。残骸を確認いた しますと発泡スチロール製の舟まで食べよう とした形跡が残っていました。賞味期限切れ のホタテだけならばまだしも、ビニールとス ポンジは身体に良い訳がありません。消化で きるわけがありません。「プロ野良猫が死んだ としても、私が無理に食べさせたわけではな いので、私の責任ではない」と自己弁護を繰 り返す私。ほぼ毎日顔を出していたプロ野良 猫が、翌日翌々日と顔を出しませんでした。 「最後に豪華な食事をしたのだから、仕方が ないさ」と自己弁護を繰り返した私の心配を よそに、3日後にケロッとした顔でドタドタ と不細工な顔を出しました。

このプロ野良猫が1匹の仔猫を連れてきました (勝手についてきた?)。ある夕方プロ野良猫にエサをあげようとすると、プロ野良猫の後ろから躍り出た小さな影がありました。仔猫です。この仔猫にもエサをあげると、この仔猫は勝手口から離れなくなりました。初冬の寒さを我慢して勝手口脇で寝起きをして、朝私を見つけるとエサをねだるのです。少しずつ少しずつなついてきました。プロ野良猫はその内姿を見せなくなってしまいました。もしかしたら、プロ野良猫は、仔猫が自分のような人生(猫生)を送らなくてもすむように、私のところに導いたのかもしれません。キレイゴト。

(足利支部 杵渕 徹)





栃木県行政書士会カレンダー(10月)

E	1	予 定	時 間	主 催
1	土	とちぎインターナショナルフェスティバル(無料相談)	10:00~16:00	総務部
2	日	三士会無料相談会(県内4箇所)	10:00~15:00	制度推進部
4	火	三役会	10:30~	総務部
		総務部会	13:30~	総務部
6	木	倫理研修懇談会	13:30~	申請取次管理委員会
7	金	登録説明会	10:00~	総務部
		会計精査	13:30~	財務経理部
		福島県県南支部・栃木県那須支部 交流宿泊研修会	13:30~	那須支部
		「未線引区域の開発行為の概要」(於:那須オオシマフォーラム(本館))		
		商工会議所無料相談会(於:足利商工会議所)	10:00~15:00	足利支部
11	火	編集会議	13:30~	広報部
12	水	T I A相談会	10:00~	総務部
13	木	一般研修 「土地開発関係」	13:30~	業務研修部
14	金	財務経理部会	10:30~	財務経理部
		会計監査	13:00~	財務経理部
15	土	宇都宮支部研修旅行(於:群馬県四万温泉)		宇都宮支部
16	日			
		外国人在留資格相談室	13:00~16:00	足利支部
		(於:足利市生涯学習センター会議室)		
17	月	行政書士無料相談(於:宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00~15:00	宇都宮支部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会	15:00~17:00	宇都宮支部
		(於:うつのみや表参道スクエア5階国際交流プラザ)		
		成年後見支援センター会員全体会議(会館会議室)	13:30~	成年後見特別委員会
18	火	ADR調停人養成 初級編第2回	10:00~16:00	ADR 特別委員会
19	水	行政書士専門相談(於:小山市役所)※予約制(随時受付先	10:00~12:00	小山支部
		着4人 予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282)		
20	木	登録説明会	10:00~	総務部
21	金	ADR調停人養成 法務研修 民事法講座	13:30~17:00	ADR 特別委員会
		コンメンタール編①(全6回)		
22	土	商工会議所無料相談会(於:FKD鹿沼店1Fフロア)	10:00~15:00	鹿沼支部
23	日	市民プラザ無料相談会	13:00~16:00	宇都宮支部
		(於:うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)		
26	水	行政書士専門相談(於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室)	10:00~12:00	小山支部

福島県県南支部・栃木県那須支部 交流宿泊研修会のお知らせ

日時:10月7日(金)午後1時30分~ 場所:那須オオシマフォーラム(本館) 講師:蚊爪延行 会員(宇都宮支部所属)

内容:**未線引区域の開発行為の概要**

会費:6,000円(研修のみの参加は500円)

※宿泊の方は8日(土)朝食後解散

参加申し込み・問い合わせは、那須支部事務局 内田之万会員(リード・ブレイン事務所)まで TEL. 0287-74-6422

他支部の方も参加できます!

《他支部の方の会費》 研修のみの参加は500円 懇親会までの参加は6,000円 宿泊の場合は11,500円

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください(実費)。

日行連No.	受信日付	文書の表題	備考
450	H23. 8. 2	「行政書士電話相談」の開設について	
452	H23. 8. 2	コスモス成年後見サポートセンターとの協定書締結に関する協	
402	1120.0.2	議について	
459	H23. 8. 2	平成23年の地方協議会交付金等の交付について(ご連絡)	
460	H23. 8. 2	平成23年度「日行連と各地方協議会との連絡会」の開催について	
463	H23. 8. 2	「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改	
405	1123. 6. 2	正する規則」の施行について	
456	H23. 8. 2	社労業務取扱証明書の発行について(お願い)	
466	H23. 8. 5	平成23年度定時総会議事録の送付について	
468	H23. 8. 12	平成23年度8月分 会費納入について(お願い)	
488	H23. 8. 12	法定業務研修の新刊テキストについて	
491	H23. 8. 12	平成23年度研修事業の概要と留意点について	
496	H23. 8. 12	平成23年度 会長会の開催について	
490	1123. 6. 12	(9/14 13:30~グランドホテル浜松)	
500	H23. 8. 12	7月理事会後に決定した業務執行体制等について(ご報告)	
事務連絡	H23. 8. 12	【月間日本行政】10月号(No.467)原稿予約と提出の締切について	
505	H23. 8. 12	常任理事会(7/14 開催)の議事録について	
511	H23. 8. 18	「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について	
514	H23. 8. 18	理事会議事録の送付について(7/13,14 開催)	
524	H23. 8. 18	震災義援金の配分に係る照会(第2回)について	
533	H23. 8. 23	被災自動車の抹消登録に係る無料相談会・無料手続について	
545	H23. 8. 26	「申請取次事務研修会」(平成 23 年 10 月~12 月開催)の取り扱	
343	П23. 8. 20	いについて(お願い)	
547	H23. 8. 26	単位会会長・所在地等一覧の送付について	
570	H23, 8, 30	平成23年度「行政不服審査法研修」の日程変更について(お願	
310	1123. 6. 30	い)	
572	H23. 8. 30	本年9月末における行政書士登録申請書等の取扱いについて	

制度推進部より

高齢者に優しい3S(スリーエス)運転をしましょう!



県では、高齢者を交通事故から守るため、「高齢者に優しい3S運動」に取り組んでいます。 高齢者に優しい3S運転を実行し、高齢者に対し、思いやりのある運転を心掛けて下さい。

3S (スリーエス) とは、SEE (見る)、SLOW (減速する)、STOP (止まる) の頭文字で、

①SEE 高齢者をいち早く発見する。動きをよく見る。

②SLOW 高齢者を見たら減速する。

③STOP 危険を感じたらすぐに停止する。

を意味しています。



正副会長の動き

日時		行 事	出席者	内 容・場 所
8/1(金)	11:30~13:00	試験会場あいさつ、下見	会長	宇都宮大学
8/2(火)	13:30~15:30	県警との連絡会	会長、手塚、小林	アーバンしもつけ
8/4(木)	9:30~10:30	正副会長会	全員	関地協連絡会について他
	10:30~13:00	三役会	全員	関地協連絡会について他
8/8(月)	13:30~15:15	総務部会	会長、青木	
8/9(火)	15:30~17:00	関地協分科会打合せ	田渕	環境分科会について
8/10(水)	13:30~16:30	広報部会	押野	会報の編集校正等
8/11(木)	10:00~13:00	新入会員オリエンテーション	会長、青木	行政書士倫理等について
	14:00~	六団体連絡協議会	小林	社栃木県建築士事務所協会
8/23(火)	10:30~12:00	厚労省委託業務推進合同会議	会長、手塚	推進方法についての協議
	13:30~15:00	元気塾研修会	会長、手塚	講話「国民が期待する行政書士像」
8/24(水)	13:30~14:30	綱紀委員会	会長、小林	高額会費滞納者の呼び出し
	15:00~17:15	財務経理部会	会長	社団法人設立の検討
8/25(木)	13:30~16:00	制度推進部会	田渕	行政書士広報月間対応
	13:30~	日行連 第一業務部全体会議	会長	日行連
8/26(金)	13:30~			
	15:00~16:30	副会長会	全員	関地協連絡会について等
	18:30~	前澤眞一氏総務大臣表彰受賞祝賀会	全員	宇都宮チサンホテル
8/27(土)	14:00~	民主党定期大会	青木	コンセーレ
8/30(火)	14:00~17:00	関地協国際業務連絡会	会長	東京会合同相談センター



平成23年度建設業者講習会の開催について

~栃木県県土整備部より~

平成23年度 建設業者講習会開催要領

1 目的

この講習会は建設業に関する喫緊の課題について関係者の理解の促進を図り、もって本県建設業の健全な発展に資することを目的とする。

- 2 主催 栃木県
- 3 開催日時及び会場
 - (1) 平成23年10月6日(木) 午後1時45分~午後4時30分 宇都宮市文化会館 小ホール

宇都宮市明保野町 7-66 TEL028-636-2121

(2) 平成23年10月11日(火) 午後1時45分~午後4時30分 栃木市栃木文化会館 小ホール

栃木市旭町 12-16 TEL0282-23-5678

(3) 平成23年10月13日(木) 午後1時45分~午後4時30分 那須野が原ハーモニーホール 小ホール 大田原市本町1-2703-6 TEL0287-24-0880

4 内容 (予定)

- (1) 建設業経営支援セミナー (株式会社建設経営サービス 講師 本間 恒之氏) 「成功企業に学ぶ経営戦略 ~社長が変われば会社が変わる~」
- (2) 建設業法令遵守ガイドラインについて
- (3) 経営事項審査制度の改正点及び申請における留意点について
- (4) 入札契約制度の改正について
- (5) その他

※ 上記3会場共通

- 5 対象者
 - (1) 県内の建設業者
 - (2) 市町職員
 - (3) 建設業関係団体職員等
- (4) その他関係者
- 6 その他
 - (1) 参加を希望する者については、上記の3回のうち、いずれの日に参加しても差し支えない。 事前申し込み不要。
 - (2) 資料は当日配布する。

栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間(8月) 「映画と講演のつどい」に参加して

8月18日 (木) 宇都宮文化会館小ホールにて「映画と講演のつどい」が開催された。

第1部として映画「夢のつづき」という高齢者の人権をテーマにしたアニメーションが上映された。映画では介護問題、振り込め詐欺、高齢者への虐待、成年後見制度、世代間の溝などの問題が主人公の新米訪問看護士の視点を通して描かれていた。高齢者には世代間の異なる者とのふれあいや、高齢者を支援するサービスの活用、何よりも支えあう心が必要であると感じる物語であった。

第2部として講演「いくつになっても輝きを」と夫婦漫才がとりおこなわれた。講師でタレント・漫才師の辻イト子さんは関西のおばちゃんならではの軽妙で迫力のあるお喋りで1時間半の講演を展開、その内容はバイタリティに溢れるものであった。講師は主婦であり障がい者の娘さんを持ち、父親の介護を経験し、タレント活動、プロダクションの経営、農業、収穫したみかんを原料とした飴の販売をしている。芸能界に飛び込んだのは40代の半ばだそうで、プロダクションには他に仕事を持つ中高年が所属している。なかには80代の方もいるそうだ。「中高年は介護や家族の世話などで自分を出せないでいる。どんな偉い人でも人生は一度きり一歩踏み出すことが大切だ」と力説しておられた。夫婦漫才では元銀行員で歌の上手いご主人との息のあった掛け合いを見せていただき、とても楽しい時間を過ごせた。

このつどいに参加して、高齢者の人権を改めて考えるきっかけをいただいた。やがて誰もが行く道ぞ・・ まだ経験しない高齢を思うことの難しさ、そして大切さを感じている。

(総務部 一戸養子)

改正産活法説明会開催

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の一部を改正する法律案」が、本年5月18日に国会で成立し、7月1日に施行されました。これを受けての説明会が、去る7月28日、経済産業省本館地下2階講堂にて行われました。

【内容】

1. 改正産活法について (総論)

説明:経済産業省経済産業政策局産業再生課

2. ベンチャー・中堅企業等の資金調達支援制度について

説明:経済産業省経済産業政策局産業資金課

3. 産活法に基づく債務保証について

説明:(独)中小企業基盤整備機構

4. 後継者不在の中小企業の事業存続支援について

説明:中小企業庁事業環境部企画課

盛り沢山の内容で少々時間が少なかった感もありますが、熱のこもった説明会でした。資料の一部を別に 掲載しますので、参考にして下さい。

(業務開発部 鈴木康夫)

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の概要

背景<産業構造ビジョン2010の提言>

世界市場の大きな変化

- 〇新興国を含め一体化するグローバル市場での競争の激化 (国内企業は国内予選で消耗)
- ○「高品質・単品売り」から「機器とサービスの組合せ」 など需要の変化

国内地域経済の疲弊

○大都市圏と地方圏の経済格差が拡大しており、特に地方 圏では、今後急速に人口が減少。

我が国産業の対応の方向性

- ①「投資の規模」の確保のための「産業再編」 (規模の経済確保)
- ②新需要対応のための「システム売り」等への転換 (範囲の経済確保)

ベンチャー・地域中小企業等支援の重要性

○世界へ挑戦するベンチャー等の成長企業や、地域経済の基盤 を支える中小企業の強化

法案の概要

○国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促すため、制度面、資金調達面での支援をこれまで以上に進める。 併せて、ペンチャー等の成長企業による新事業展開等への支援、地域中小企業の体質改善・強化等への支援を実施。

措置事項の概要

☆産業再編等の重要性を踏まえた 基本指針・事業分野別指針の整備

組織再編支援① (公取委関連)

・事業統合の迅速化を図る ため、公正取引委員会 との関係を強化

組織再編支援② (会社法関連等)

・自社株対価の株式公開 買付けの促進、完全子 会社化手続の円滑化の ための会社法特例

資金調達支援

・長期資金の調達支援 のためのTwo-step loan(二段階融資)の 創設

ベンチャー・地域中小企業等支援

ベンチャー等の 成長企業による

新事業展開等支援
・^ ンチャー・中堅企業等の
成長企業が自社開発
した新商品の生産設
備投資資金の調達支

援 (債務保証)

<u>地域中小企業の</u> 事業引継ぎ円滑化支援

・事業の引継ぎを希望する企業どうしの引合せ、 事業を引き継ぐ中小企 業に対する金融面等の 支援

法案の効果

- ☆我が国産業の国際競争力強化の観点から産業政策と競争政策の連携強化。
- ☆完全子会社化に必要な期間を3ヶ月程度短縮。
- ☆国際競争力強化のための再編に必要な1000億円の長期資金を供給。

☆新規株式公開市場が冷え込む中、次世代を牽引す

- る世界で通用するベンチャー企業を育成。
- ☆地域経済を支える人材、技術等の有効活用を通じた地域中小企業の体質改善、強化

個別施策の概要とその効果 主務大臣から公取委への協議 <措置内容> ○事業所管大臣に公取委への「協議」を義務づけ、産業政策と競争政策の 連携強化. 事業者 企業結合 の審査 原定 公取委 事業所管大臣 協議 (連携強化) <主務大臣から提供される情報の例> 企業結合の審査権限は 引き続き公取委の専管 〇海外事業者の投資動向 ○異業種からの参入状況や可能性 ○代替製品の技術開発状況

グローバル競争の激化に対応した、迅速な産業再編が円滑化される。

組織再編手続の円滑化(会社法特例) <措置内容①:完全子会社化手続の簡素化> 〇90%以上の株主が公開買付けに応じた場合の完全子会社手続の簡素化 (株主総会の開催不要) 全部取得条項付種類株式へ転換し、取得 Ażt A社 売却 応募 公開 応募せず 子会社化 99999 105.00 B社 B社 PPP BH#主 <措置内容②:自社株対価公開買付けの利用促進> 〇自社株対価公開買付けの場合の株主総会決議事項の特例(募集段階では未決定 の株価の代わりに、株式交換比率を決議する等)。 組織再編手続か多様化、迅速化し、積極的な再編が活発化する。 例えば、完全子会社化の場合、株主総会が不要となり、手続が3ヶ月程度迅速化。



<措置内容>

〇日本政策金融公庫が、産業再編等を行う事業者へ融資を行う指定金融機 関(民間金融機関)に対して、財政投融資資金を原資とする長期・低利の貸 付け(二段階融資)を行うこととする。



<効果>

再編においては、中核的事業の前向き投資と、非中核的事業の事業転換も併 せて行うなど大規模な資金需要が発生。他方、再編のシナジー効果発揮には 期間を要し(例:生産工程の見直し)、長期の資金回収を要する場合あり。こうし た再編時の長期資金について1000億円供給。

ベンチャー等成長企業の資金調達支援

<措置内容>

○急成長する世界市場に挑戦するベンチャー企業等が、自社で研究開発し た新商品を大規模に生産する際の設備投資に対し、民間金融機関が行う 融資について、債務保証を行うこととする。



急成長する世界市場に挑戦するベンチャー企業や地域の中堅企業の大規 模設備投資が円滑化。

個別施策の概要とその効果 (地域中小企業の事業引継ぎ円滑化支援)

1. 現状

多くの地域中小企業の経営が既存の体制のままでは立ち行かなく なってきている。廃業、倒産が拡大し、雇用や技術など地域の財産を喪 失しかねない。

問題点① ~ 「困難な地域中小企業の経営」~

人口の減少や公共事業の減少に加え、長引く不況により、地域経済 は疲弊しており、地域中小企業の経営は、より困難なものとなっている。

問題点② ~「身動きがとれない地域中小企業」~

経営が将来悪化することが予想されても、雇用の維持や、個人保証 による多額の債務が足かせとなり、そのまま事業を継続せざるをえず、 かえって状況が悪化している。

問題点③ ~「単独では余力が無く新事業展開が困難」~

既存の事業だけでは十分な収益の確保が困難になっている中、新た な事業への展開が必要だが、ヒト・モノ・カネ・技術が十分ではない地域 中小企業にとって単独での対応は困難。

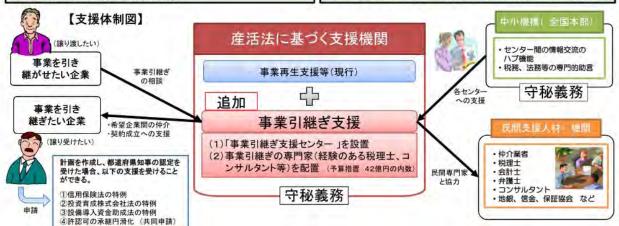
2. 対応

(1)事業引継ぎ支援体制の整備

- ①47都道府県に設置されている再生支援協議会が置かれている 産活法に基づく支援機関の業務に、事業引継ぎ支援業務を追加し、 これを行う「事業引継ぎ支援センター(仮称)」を設置。
- ②同センターに、事業引継ぎの専門家(経験のある税理士、銀行 OB等)を配置し、守秘義務を課す。(予算措置 42億円の内数)
- ③同センターでは、事業引継ぎ希望企業間の仲介及び事業引継ぎ 契約の成立に向けた支援を行う。 ※下線は、産活法改正による措

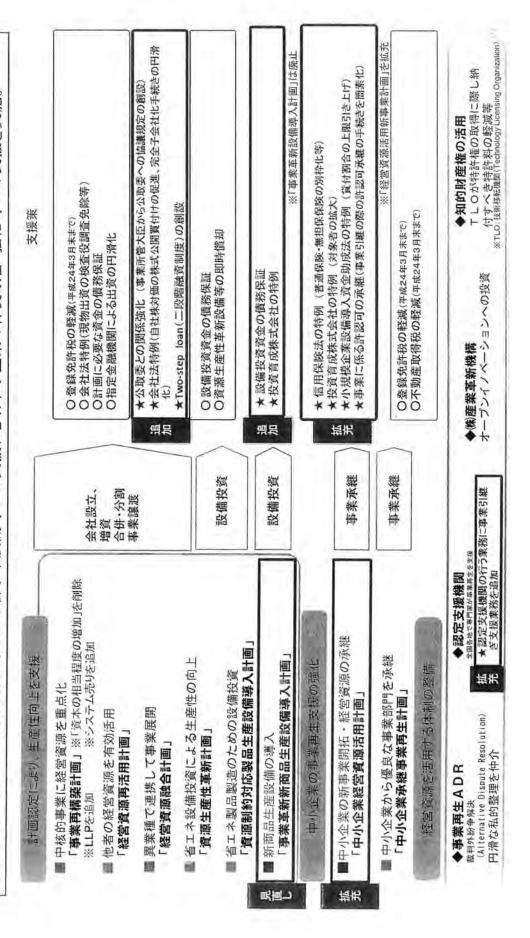
(2)事業引継ぎに係る金融支援等の措置

- ①信用保険法の特例 (普通保険・無担保保険の別枠化等)
- ②投資育成株式会社法の特例 (対象者の拡大)
- ③小規模企業設備導入資金助成法の特例 (貸付割合の上限引上げ)
- 4)許認可の承継円滑化 (事業引継ぎの際の許認可承継の手続きを簡素化)



産活法改正後の全体像

- 資金調達面での支援をこれまで以上に進 ○国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促すため、制度面、 86
 - ベンチャー等の成長企業による新事業展開等への支援、地域中小企業の体質改善・強化等への支援を実施。 〇年せて、



行政書士法と代理権のしくみ

業務特集

行政書士の業務のうち、特に行政手続の代理について、述べたいと思います。行政書士の実務では、行政書士が代理人として自己の判断に基づいて書類の代理作成から「申請代理」を一貫して行っています。この代理業務を行うにあたっては、行政法規の一つである行政書士法における根拠規定と私法上の代理の概念を理解することが重要であると考えます。まず、行政書士法第1条の3における行政書士の業務は、平成13(2001)年及び平成20(2008)年の行政書士法改正を経て、「行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続において当該官公署に対してする行為についての代理」すなわち「申請代理」の業務が法定されたものと解されます。

また、行政書士の行う書類作成の業務については、行政書士法第1条の3第3項において「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」が法定され、行政書士が作成することができる書類について、私法上の契約だけに限らず、その他官公署に提出する書類についても代理人として行政書士の自己の判断に基づき書類を作成する業務が確認されたものとも考えられます。

次に、民法における代理とは、代理人が、代理 権の範囲内で、代理人自身の判断でいかなる法律 行為をするかを決め、その意思表示によって、法 律行為を行い、その法律上の効果は直接本人に帰 属するものです。行政書士が代理を行うにあたっ ては、相手方である官公署に対して、代理人であ る行政書士がその代理の権限内において、申請者 本人のために行うことを示して顕名することによ って民法第 99 条の代理行為の要件を満たす必要 があります。従って、当該申請書には、申請者本 人を特定し、代理人である行政書士の名称を表示 して、代理人行政書士がこれに押印し、代理での 意思表示を明確に行うとともに、代理権限を示す 委任状を添付して提出することとなります。行政 書士による代理申請の際の申請書への行政書 士の記名押印の書式例は次のようになります。

建設業許可申請書
この申請書により、建設業の許可を申請します。 年 月 日
宛
申請者 名称
所在地
代理人 行政書士 ○○○○ 職
印 『改正法に伴う代理権行使・委任について』9 頁一部抜粋〔日本 行政書士会連合会企画開発部・平成14年5月〕

一般に、書類への押印は日本の文化の一つとして行われているもので、書類等を作成した場合において、作成者自らの意思による書類であることを証するため又は書類作成者の責任の所在を明確にするため、特に官公署に提出する書類については、当該書類に押印をすることが行政手続の運用上も通例となっているようです。

代理人である行政書士が申請する書類に対する押印については、その書類に①代理人行政書士のみの押印とするのか、②本人のみの押印とするのか、③本人と代理人行政書士の両方の押印(併印)とするのか、という問題がありますが、民法における代理制度では、代理によってなされる意思表示を行うのは代理人であって、許認可等の申請に係わる代理による意思表示を行うのは代理人としての行政書士であることから、代理申請の書類に押印するのは代理人行政書士のみであり、本人の押印は不要です。

例えば、建設業許可申請に関する行政書士による代理申請について、地裁判決においても、「代理に親しむ事項に関する書類」には代理権を有する代理人の記名押印があれば本人の押印は不要であるとし、「代理に親しまない事項に関する書類」については、本人自身の押印を要するとの解釈例があります。建設業許可申請について、法令に定められた添付書類には、欠格事由に該当しないことの誓約書や許可基準を満たすことの証明書、略歴書、経歴書等があります。これらの書類は、その性質上において、本人自身に限り誓約や証明を行うことができる事項であるため、「代理に親しまない事項に関する書類」であり、当該書類には一定の証明可能な地位にある者として証明者等の本人自身の押印が必要であるとされています。

また、行政解釈においても、次表のとおり建設 業許可申請に関して、「代理人の記名押印を可とす る許可申請書類」(代理人のみの押印によることが できる書類)と「代理人の記名押印を不可とする 許可申請書類」(本人の押印が必要な書類)につい て、それぞれ申請書などの「代理になじむ書類」 と、添付書類の誓約書や証明書、経歴書などの「代 理になじまない書類」とに区分し、許可申請書類 の作成等を代理人を通じて行う場合は、「代理人の 押印のみ」によることができる申請書類について は、申請者に加え、「代理人の氏名も併記」し、「代理人が押印」することとされています。

代理人の記 名押印を可 とする許可 申請書類 建設業許可申請書(様式第一号)の申請者の欄、専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号(1))の申請者・届出者の欄(専任技術者の交代に伴う削除に限る。)、国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)(様式第十一号の二)の申請者・届出者の欄、変更届出書(様式第二十二号の二)の届出者の欄、届出書(様式第二十二号の三)の届出者の欄及び廃業届(様式第二十二号の四)の届出者の欄

代理人の記 名押印を不 可とする許 可申請書類 誓約書(様式第六号)の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書(様式第七号)の証明者又は申請者の欄、専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号(1))の申請者・届出者の欄(専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。)、専任技術者(更新)(様式第八号(2))の申請者の欄、実務経験証明書(様式第九号)の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書(様式第十号)の証明者の欄、許可申請者の略歴書(様式第十二号)の氏名の欄、令第3条に規定する使用人の略歴書(様式第十三号)の氏名の欄

国土交通省「建設業許可事務ガイドライン」別表2(平成13年4月3日国総建第97号、最終改正平成20年1月31日国総建第278号)

申請者の権利は行政手続法第 33 条等によって 保障されていることから、申請に関する行政法に 基づく行政手続の第一次的な解釈権は申請者にあ るといえます。このことからも、申請代理を行う 行政書士において、自らの判断に基づいて、「代理 人のみの押印によることができる書類」と「本人 の記名押印が必要な書類」とを明確に峻別し、申 請者の代理人として対応することが求められます。 また、行政書士は法令に規定された適正な行政手 続の実現を図り、依頼者である国民の信頼にこた えるようにしなければならない行政書士の倫理観 に基づき、官公署と折衝して行動していく行政法 や行政手続の専門家であることは勿論ですが、そ の中心は行政書士の自らの責任において、その良 心に従って、正しい法解釈をしたうえで、適正な 行政手続の実現を図る実務家であることが要請さ れます。法の根底には正義があり、正義に基づく 法解釈は、そもそも条理や常識がその根本をな しています。仮に、行政庁内部の事務処理上のマ ニュアルにすぎないガイドラインや行政指導等が 行政書士の公正な立場において常識に反すると確 信すれば、法律ではない通達、ガイドラインや行 政指導等に拘束されず、その是正を求めて、果敢 に官公署と対峙していくことが国民の権利を擁護

する行政書士の基本姿勢であるものと思われます。 兼子仁著『行政書士法コンメンタール』第4版 〔北樹出版・2010年〕34、35頁

行政書士の書類作成業務については、依頼者の 口授どおりの書類作成や依頼者が示した文面と同 一の内容で書類を作成するいわゆる代書の行為と、 行政書士が代理人として自己の判断に基づいて書 類を作成する行為の双方を行い得るものと解され る。

ただし、法人税法第 151 条第 5 項「自署及び押 即の有無は、法人税申告書の提出による申告の効 力に影響を及ぼすものと解してはならない。」等の 規定があるように、官公署に提出する書類の押印 の有無のみをもって、その効力が判断されるとは 限らない。

神戸地裁判平成6年11月30日行政事件裁判例集45巻10・11号1953頁では、代理人の行政書士による建設業許可申請書について、「当該文書が代理に親しむ事項を内容とするものである場合には、本人の押印がなくとも、代理権を有する真正な代理人の記名押印があれば、当該書面が本人の意思に基づいて作成されたことを証することができる」とし、添付書類である誓約書及び証明書等については「本件添付書類は、記載事項を誓約又は証明することを内容とし、誓約又は証明はその性質上誓約又は証明を要求された本人のみしかすることができず、代理に親しまない事項といえるから、本人自身の押印がない限り、文書の真正を証することはできないというべきである」とされる。

なお、行政書士倫理第2条では「行政書士は依頼の趣旨を実現するために、的確な法律判断に基づき、説明及び助言をしなければならない。」と規定されているが、本条は行政書士倫理第33条とは異なり、その相手方が限定されていないことから、説明及び助言の相手方として官公署もこれに含まれるものと解される。

【参考文献】松沢智著 『新版・税理士の職務と責任』 〔中央経済社・1991 年〕



フレックスコンサルタント 行政書士事務所 **青 木 裕** 一



一般研修《土地開発関係》のお知らせ

業務研修部主催

○開催日時 平成23年10月13日(木)13:30~16:00

○開催場所 栃木県行政書士会館2階

○研修内容 土地開発関係業務をテーマに、実務事象例に基づき講義する予定です。

○講 師 行政書士 田渕 徹

○受講料 500円

○対 象 行政書士会員(補助者も可)



ADR調停人養成 初級編 第2回(計3回)

ADR 特別委員会主催

○開催日時 平成23年10月18日 (火) 10:00~16:00

○開催場所 栃木県行政書士会館2階

○研修内容 裁判外紛争解決手法を学ぶ研修です。

○講師 行政書士 土方 美代

○受講料 500円



ADR調停人養成 法務研修 民事法講座 コンメンタール編①(全6回)

ADR 特別委員会主催

○開催日時 平成23年10月21日(金)13:30~17:00

○開催場所 栃木県行政書士会館2階

○研修内容 私法上の解釈の基本となる民法の逐条解説スタイルの講義です。ADRのみなら

ず相談業務上必要となる法律要件及び効果を確認していきます。民法の条文を仕事に生かしたいとお考えの方は是非ご参加下さい。<u>当日は各自で六法をご用意下</u>

<u>さい</u>。

○講師 行政書士 久我 臣仁(上智大学法科大学院法務博士)

○受講料 500円

○参考テキスト 民法 I , II 各第三版「我妻榮他」(勁草書房)、民法 I ~ III 「内田貴」

(有斐閣)等(必要な方はご自身でお求め下さい。)

○2回目から6回目までの予定日

②12月1日 ③1月13日 ④1月27日 ⑤2月13日 ⑥2月24日



業務研修部からのお知らせ

10月の「行政書士基礎講座」はございません。ご了承ください。

研修会申込書

申込欄にOを付けFAX願います。(FAX:028-635-1410)

	研修名	受講料	申込〆切	申込	持 ひ申込	昼食 ¥500 程度
10/13	一般研修 土地開発関係	500 円	10/3		_	_
10/18	ADR調停人養成 初級編 第2回	500 円	10/14		_	
10/21	ADR調停人養成 法務研修 第1回	500 円	10/18			_

支部名	氏 名	
FAX	1 4 4	

KOMOREBI

木もれび



2010年6月13日に小型惑星探査機はや ぶさがカプセルを地球に放ちつつ流れ星になっ たこと、覚えていらっしゃる方も多いのではな いでしょうか。

最近、嫁が、なぜかはやぶさにご執心で。我 が家にはやぶさブームが巻き起こっている最中、 そのはやぶさチームの一員である吉川さんがグ ランディ科学館に来てご講演下さるとの情報を

キャッチ。 家族3人 で聞きに 行きまし た。小学 5年生の 娘には難



しいかと思いましたが、会場にはお子さんもたくさんいました。技術的な難しい話を想像していましたが、吉川さんの話は優しく、文系の…じゃなかった娘や子供たちにもわかりやすく、楽しめたのではないかと思います。科学者や教授と言いますと、難しい計算などを想像しがちですが、実は夢を描いて情熱をもってそれを実現するお仕事なのだと思い知らされました。

そして、その興奮冷めやらぬ中、東京は有楽 町の国際フォーラムではやぶさイベントが開催 され、そこではスペシャルなリポDが無料配布 されていると聞き、嫁にもらいに行かされまし た

一部の行政書士は有楽町近くの品川に行く用事が多いので、その選に漏れない私は、品川の帰りに有楽町に寄るのでした。会場は、事業仕分けされただけあって、国際フォーラムの売店の一部でイベント「はやぶさi」は展開されていました。

そしてスペシャルなリポ D。オマケのようにシール が貼ってあるだけなのは、 薬事法の問題で、これしか

できなかったとのこと。薬事法についてはお近くの保健所か行政書士へ! なんてね。

なぜはやぶさとリポDが関係あるのかは、リポDを配っているお兄さんが情熱をもって語ってくれます。でも、この記事がみなさんの目に入る頃にはイベントは終わっているでしょうか。その際、映画を見たら、少し理由がわかるかも知れません。我が家は映画はやぶさの前売り券購入済みです。嫁によれば、いただいたリポDは来年の6月13日にはやぶさを偲びながら飲むそうです。

(芳賀支部支局長 栁 知明)



平成23年度

「行政書士とちぎ」配布事業参加者募集

公共機関等の窓口に当会の会報「行政書士とちぎ」を陳列していただき、行政書士制度のPRを図ることを目的とした事業です。新入会員も積極的にご参加ください。 ※22年度参加会員もあらためてお申込みください。

配布先:地域包括支援センター、保険センター、社会福祉協議会、郵便局、JA、銀行、信用金庫、

商工会、行政機関支所等

申込 FAX : 028-635-1410 申込締切 : 平成23年9月30日(金)

※希望配布先が重複した場合は調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

参加申込書

平成23年度「行政書士とちぎ」配布事業への参加を申し込みます。

平成23年 月 日

支 部			氏名
	希望配布先	部数	希望配布先の住所/電話
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※2部以上の配布を希望される場合は「部数」欄に希望部数を記入してください(空欄の場合は1部となります)。

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成23年8月31日現在)

支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事	務	所	電	話	備	考
佐 野	H23. 8. 15	327-	佐野市栃本	-⊞T 100	E 9	0000 60	OEEO		
碓井 栄多	п2э. б. 15	0312	任男 111/107年	сш) 100	5-2	0283-62	-0552		

【退 会】小野幸夫会員のご冥福をお祈りいたします。

支 部	氏 名	退会年月日	備考	支 部	氏 名	退会年月日	備考
宇都宮	工藤 恭裕	H23. 8. 2	廃 業	宇都宮	小野 幸夫	H23. 7. 17	死 亡

【変更】

支 部	氏	名	変更事項	変 更 内 容
鹿 沼	小太刀	J庸恭	電話番号	0289-74-5623
宇都宮	原 靖 事務所		事務所	宇都宮市東簗瀬 1-30-1 BOX BOX 2階





タイトルの変更とともに、内容が変わっ 編 たと思います。

皆さんに愛される、広報誌を目指して、 集 編集部一同頑張りますので、よろしくお願 いいたします。

また、皆様方からの、ご意見や投稿も、

お待ち申し上げます。 記

後

(広報部副部長 山ノ井一男)

行政書士とちぎ9月号№417

栃木県行政書士会 会長 須永 威宇都宮市西一の沢町 1番 22号電 話 028-635-1411(代) FAX 028-635-1410 発行人 ₹320-0046

メールアト・レス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームへ。一シ http://www.gt9.or.jp/gyosei

編集 広報部 価 250 円

印刷所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)

。 とちぎを示気に 。 即元を示気



無料相談受付中 お気軽にご相談下さい。



栃木県行政書士会

